

仕 様 書

1. 件名

複合施設「ホンテラッセ長与」機械警備業務

2. 目的

この警備は、長与町（以下「甲」という。）が建設する複合施設「ホンテラッセ長与」における火災、盗難その他の異常状態、事故を未然に防止し、複合施設「ホンテラッセ長与」の保全と安全を確保することを目的とする。

3. 警備場所

長崎県西彼杵郡長与町北陽台1丁目4-1

4. 警備任務

- (1) 火災・盗難その他の異常状態の感知
- (2) 事故確知時における関係先への通報連絡及び緊急措置
- (3) 事故報告書の提出
- (4) 機械警備装置の設置・運用
- (5) その他、不測の事態の防止と阻止

5. 業務内容

- (1) 受託者（以下「乙」という。）は、下記アからウまでの機械警備設備を新たに設置するものとする。その際、設置する機器は全て新品とすること。また、設置場所については、別紙「1階機械警備図面、2階機械警備図面」を参照すること。

ア 警備対象物件の火災及び不法侵入者の感知、盗難その他不良行為を早期に発見し通報する装置

イ 異常侵入を感知した場合鳴動する警報機

ウ 警備体制の開始・解除をする装置、又は必要がある場合にその装置を操作するための鍵（8本）又はカード（8枚）

- (2) 乙は、管理本部、待機所等において防犯異常情報を受信し、警備対象物件に異常事態が発生したことを感知したときは、警備員を直ちに当該物件へ急行派遣し、異常事態の内容を確認させること。

その結果、必要と認めたときは直ちに警察機関に通報し、その出動を要請するとともに、警備員に異常事態の拡大防止に必要な措置を取らせること。

また、必要と認められたときは、直ちに予め甲が指定した緊急連絡先に通報し、詳細については書面により甲へ報告すること。

(3) 乙は、火災異常警報を受信したときは、速やかに消防機関に通報するとともに警備員を当該建物へ派遣し、火災発生の内容を掌握させ、火災拡大防止に必要な措置を取らせること。また、予め甲が指定した緊急連絡先に直ちに通報し、詳細については書面により甲へ報告すること。

(4) 本施設の機械警備業務において、今後、防犯カメラ設備等の設置や改修を行う場合があるが、その際、異常発生時など機器類の操作を含む初動対応を迅速かつ確実に行うことが出来ること。

6. 契約期間

設置完了 契約締結日から令和8年10月30日（金）とする。

※事情により設置完了期間が延長となる場合は、甲、乙協議の上決定する。

委託期間 機械設置完了の日から3年間とする。

7. 警備時間帯

次の時間内において、警備装置のセット時から解除時までの間とする。

開館日 平日 午後8時15分～翌日午前8時30分

土曜日、日曜日、祝日 午後6時15分～翌日午前8時30分

休館日 毎週月曜日（月曜日祝日の場合は除く）及び8月14日・15日、12月28日～翌年1月4日は終日警備する。

但し、業務の都合により警備時間を変更する場合もある。

8. 業務の条件

(1) 業務内容(2)、(3)に掲げる警備員の派遣に当たり、警備業法（昭和47年法律117号。以下「法」という。）第14条、第43条及び第43条の規定に基づく機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和58年長崎県公安委員会規則第2号）の定めるところにより、警備体制を整備するとともに、善良な管理者の注意をもって実施するものとする。

(2) 業務に要する機材、器具及び消耗品等の経費一切は乙の負担とし、乙の所有とする。

乙は、警備装置を常に円滑に運用できるよう適宜点検を実施するものとし、故障又は異常を発見したときは、修理又は取替えを行うものとする。これに要する経費は乙の負担とする。

(3) 乙は、契約が終了した時は、速やかに警備機器を撤去すること。また、撤去の際は原則としてこれに要する費用は乙の負担とする。

(4) 乙は、設備の設置状況がわかる図面を甲に提出すること。

(5) 乙は、使用機器について、適宜点検を行い甲へ報告すること。

(6) 警備に必要な鍵は、甲から乙に預託するので、乙は慎重に取り扱い、善良な管理の下に保管すること。

(7) 乙は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

(8) バックアップ体制

乙が設置する機械警備装置は、停電等が発生した場合でも、最低 30 分間は警備機能を維持できるバッテリー等のバックアップ機能を備えること。

(9) 個人情報の保護

乙は、本業務の履行に際して知り得た個人情報を保護するため、個人情報保護法および甲の個人情報保護に関する条例等を遵守し、外部への漏えいや目的外利用を行ってはならない。

9. 委託者の責務

甲は、緊急連絡先を予め指定し、乙に連絡するものとする。緊急連絡先に変更があるときも同じとする。

10. その他

- ・ 委託料の支払い方法については、甲と乙で協議して定めることとする。
- ・ 本施設は指定避難所となる予定であり、災害時に避難所開設に伴う警備解除等の対応が生じる場合がある。
- ・ この仕様書に記載がない事項については、甲と乙で協議して定めることとする。